

第5次 いちき串木野市 子ども読書活動推進計画

「1日 20分読書活動」
～本がひらく わたしの未来～



令和7年3月策定
いちき串木野市教育委員会

目 次

第1章 計画策定にあたって	1頁
1 計画策定の趣旨 (いちき串木野市教育行政に係る施策体系図) (読書活動推進の流れ)	
2 本計画の目的	
3 計画の対象と期間	
第2章 第4次推進計画における主な取組の成果と課題	3頁
1 主な取組	
2 成 果	
3 課 題	
第3章 子どもの読書活動推進のための基本的な考え方	7頁
(基本的方針)	
～基本目標～	
～基本方針～	
第5次 いちき串木野市子ども読書活動推進計画の達成目標値	
第4章 子どもの読書活動推進のための具体的方策	9頁
I 子どもの成長段階に合わせた取り組みについて	
II 家庭における子どもの読書活動の推進	
1 子どもの読書活動の推進における家庭の役割	
III 地域における子どもの読書活動の推進	
1 子どもの読書活動の推進主体としての図書館の役割	
2 民間団体の養成及び資質向上のための研修の実施	
3 学校・家庭・地域等における子どもの読書活動の推進	
4 障害のある子どもの読書活動の推進	
第5章 推進体制の整備	15 頁
1 子どもの読書活動の推進体制の整備	
2 各種団体等との連携・協力の促進	
【参考資料】	
・子どもさん達の読書環境に関する調査結果について	16 頁
・読書に関する調査結果について(児童・生徒)	21 頁
・「子どもの読書活動の推進に関する法律」(平成 13 年法律第 154 号)	25 頁

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

子どもの読書活動を社会全体で支援するため、平成 13 年に公布・施行された「子どもの読書活動の推進に関する法律」において、子ども読書活動は、「子ども(おおむね 18 歳以下の者をいう。)が言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」(第 2 条)と規定されております。

国では、これに基づき平成 14 年 8 月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定し計画期間 5 年間の施策の基本方針を示しました。その後、平成 20 年には「第 2 次基本計画」、平成 25 年には「第 3 次基本計画」、平成 30 年には「第 4 次基本計画」、そして、令和 5 年には「第 5 次基本計画」が策定されました。

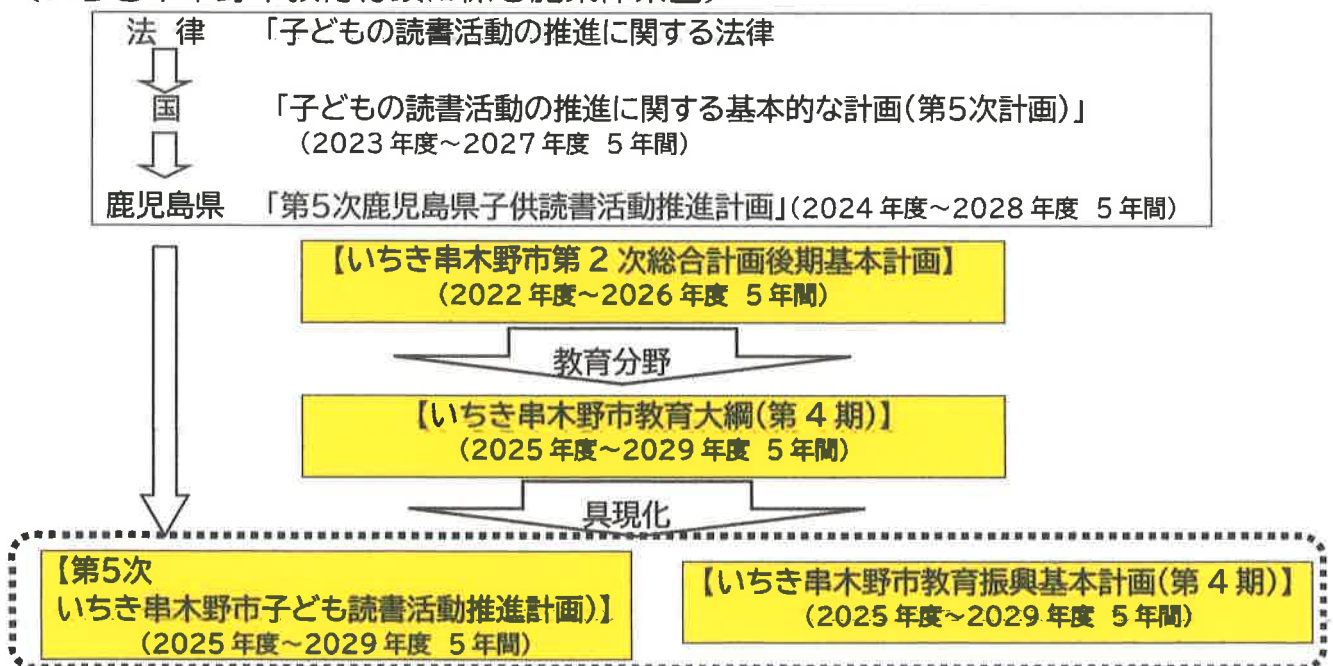
また、令和元年には、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(令和元年法律第 49 号、読書バリアフリー法)が公布・施行されています。

鹿児島県では、全国に先駆けて、昭和 35 年に「親子 20 分読書運動」がスタートし、平成 16 年 2 月に「鹿児島県子ども読書活動推進計画(第 1 次)」、平成 21 年 3 月に「鹿児島県子ども読書活動推進計画(第 2 次)」、平成 26 年 1 月に「第 3 次推進計画」、平成 30 年 12 月に「第 4 次推進計画」、令和 6 年 3 月に「第 5 次推進計画」を策定しました。

いちき串木野市では、これらを受けて、平成 19 年 1 月に「いちき串木野市子ども読書活動推進計画」を策定し、その後、平成 24 年 3 月に「第 2 次推進計画」を策定するなど、さまざまな取り組みを行ってきました(2 頁参照)。

このような情勢を踏まえ、これまでの取り組みの成果と課題を明らかにし、子どもの読書活動をさらに推進していくために、新たに「第 5 次いちき串木野市子ども読書活動推進計画」(「第 5 次推進計画」以下、「本計画」という。)を策定するものです。

(いちき串木野市教育行政に係る施策体系図)



(読書活動推進の流れ)

○国の主な動き 《鹿児島県の主な動き》 **【市の主な動き】**

○昭和 35 年～ こどもの読書週間

《県》昭和 35 年～ 親子 20 分読書運動

《県》昭和 57 年～61 年 かがしまの子ども朝読み夕読み実践推進事業

《県》昭和 62 年～63 年 「親と子のふれあい」推進事業

《県》平成元年～7年 豊かなまちづくり読書推進事業

《県》平成8年～12年 心を育てる「本も友だち20分間運動」推進事業

○平成12年 子ども読書年

【市】平成 10 年～ インターネットコーナー開設

○平成13年 「子どもの読書活動の推進に関する法律」公布・施行

《県》平成13年～15年 乳幼児期からの読書活動の推進

【市】平成13年～ 移動図書館車「ゆめはこぶくん」運行開始

○平成14年 「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(子ども読書推進基本計画)」閣議決定

【市】平成15年～ ブックススタート事業開始

《県》平成16年～20年 第1次鹿児島県子ども読書活動推進計画

○平成17年 「文字・活字文化振興法」公布・施行

【市】平成19年～ 開館時間延長(火～金 午後7時)

【市】平成19年～23年 第1次いちき串木野市子ども読書活動推進計画

《県》平成19年～21年 「自ら本に手を伸ばす子ども」育成事業

○平成20年～24年 第2次子ども読書活動推進基本計画

○平成22年 国民読書年

《県》平成21年～25年 第2次鹿児島県子ども読書活動推進計画

【市】平成24年～28年 第2次いちき串木野市子ども読書活動推進計画

【市】平成24年～ 移動図書館車「ゆめはこぶくん」更新

○平成25年～ 第3次子ども読書活動推進基本計画

《県》平成26年～ 第3次鹿児島県子ども読書活動推進計画

【市】平成28年～ セカンドブック事業開始(令和3年度まで)

【市】平成29年～31年 第3次いちき串木野市子ども読書活動推進計画

○平成30年～ 第4次子ども読書活動推進基本計画

《県》平成31年～ 第4次鹿児島県子ども読書活動推進計画

○令和元年 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(読書バリアフリー法)」公布・施行

【市】令和2年～6年 第4次いちき串木野市子ども読書活動推進計画

○令和5年～ 第5次子ども読書活動推進基本計画

《県》令和6年～ 第5次鹿児島県子ども読書活動推進計画

【市】令和7年～11年 第5次いちき串木野市子ども読書活動推進計画

2 本計画の目的

第4次計画で掲げた基本方針を引き継ぎ、さらなる子どもの読書活動を推進するための施策の方向性や取り組みを示すこととします。

3 計画の対象と期間

計画の対象は、0 歳児から概ね 18 歳までの子どもとします。

計画の期間は、令和7年 4 月から令和 12 年 3 月までの 5 年間とします

第2章 第4次推進計画における主な取組の成果と課題

1 主な取組

(1) 読み聞かせ事業(図書館職員、読み聞かせボランティアグループ)

①おはなし会:未就学児及び親を対象とした本の読み聞かせ
各館月に2回 毎週土曜日

②ひよこ絵本:乳幼児及び親を対象とした本の読み聞かせ
毎月1回 本館 第一日曜日

③スペシャルお話し会:未就学児を対象とした秋、冬に年2回
他出前による読み聞かせ



(スペシャルお話し会)

(2) 読み聞かせグループ研修会(図書館職員、読み聞かせボランティアグループ)

・本の読み聞かせの技術力向上を図り、読み聞かせグループ相互の交流を促進

(3) 子ども読書活動の推進

・幼児期から読書習慣を身につけることにより、本への関心のほか、言語の習得、想像力など豊かな人格形成につなげるため読書活動を推進

①ブックスタート事業:6 か月健診時に絵本2冊の配付、布のバッグの提供など

②本の通帳配付事業:3歳児健診時に読み聞かせの推奨ブックリストとあわせ、読んだ本を書き込める冊子を配付(令和 6 年度～)



(読書活動研修会)

(4) 図書館広域利用連携等事業

・相互に他市町村との本の貸出業務(連携中枢都市協定に伴う、鹿児島市、始良市、日置市含む)

(5) 図書資料の充実

①図書館で閲覧できる雑誌等の購入代金を企業様に負担してもらい、図書館資料の充実や企業等のPRにつなげる雑誌スポンサー制度事業※1(令和6年度～)

※1 雑誌スポンサー制度とは、企業等から提供いただいた雑誌に提供企業名(表面)と広告(裏面)を貼り付ける制度

②児童図書の計画的な購入

(6) 図書館まつり

- ・リサイクル本の無料配付
- ・移動図書館車の臨時開館
- ・ワークショップ(折り紙など)
- ・キッチンカーによるミニカフェの開設等を実施
- ・本の読み聞かせ



(図書館祭り リサイクル本配付)



(本の読み聞かせ)

(7) 図書館内の企画展

- ・季節に応じた装飾やフォトスポットコーナーを図書の玄関ロビーに設置
- ・本屋大賞や時節にあわせた企画展等を実施



(フォトスポットコーナー)



(企画展 認知症月間)

(8) 移動図書館車による巡回サービス

- ・遠隔地の市民の方が気軽に利用できるよう、市内12コース、23か所のステーションを設置
- 「子育て支援サークルキラキラ」、「市来幼稚園」、「てんとうむし」への運行開始(令和6年度～)



(移動図書館車)

(9) 児童生徒等の職場体験の受入

- ・小中学生、学校の教職員を対象に、館内の見学や職場体験の受け入れを実施



(小学生職場体験)



(中学生職場体験)

2 成 果

○時節や時の話題に応じた企画展や新刊の常設展示、図書館ロビーのフォトコーナーの設置により、読書に親しむ機会の提供を行いました。

○図書館や学校、子育て支援サークル等での定期的なお話し会、読み聞かせグループによる活動等により、子ども達が本にふれ合う機会が増えるなど、読書活動が積極的に推進されました。

○職場体験(生徒が作成した POP の展示等)やイベントを実施することで、読書活動に関する理解が深まっています。

○移動図書館車の運行をとおして、誰でも気軽に本を読める環境整備につながっています。

(参考)

・移動図書館車の貸出人員及び冊数の推移

(貸出人員)						
区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	前年度対比
移動図書館	2,679	2,679	2,428	2,931	3,177	246

(貸出冊数)						
区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	前年度対比
移動図書館	8,263	7,546	7,082	9,108	9,410	302

○ブックスタート事業は、赤ちゃんの読み聞かせを通じて、親子のコミュニケーションを育むきっかけとなっています。未就学児の保護者においても、配付絵本を家庭での読み聞かせで「よく読んだ」、「ときどき読んだ」の割合は 85%と保護者の読み聞かせに対する意識の定着に繋がっています。(P16 参照)

○未就学児、児童・生徒について、「本を読むことが好き」、または「どちらかと言うと好き」の合計は、未就学児が 94%、児童・生徒が 75%と読書の楽しさや、知識を広げる喜びを感じていると思われます。(P18・P21 参照)

○児童・生徒について、1週間に一日は本にふれ合う機会がある子どもたちは 92.3%と高い傾向にあります。(P22 参照)

3 課 題

●本館・分館における第3次計画の当初年度(令和2年度)と最新値(令和5年度)を比較すると、児童の利用状況の占める割合は、微増となっています。しかし、児童書の貸出冊数の割合は減少しています。

・図書館利用割合の状況

令和2年度 32.7%⇒令和5年度 33.2%

・貸出冊数割合の状況

令和2年度 55.7%⇒令和5年度 51.2%

(要因)

図書館での「読み聞かせ」イベントには繰返し参加される方が多い。
但し、図書の貸出冊数は、人口減により減少していると考察されます。

●不読率について、中学生は全国、県に比べ本を読む生徒が多いようです。小学生については、全国、県に比べ不読率が高い(悪い)傾向にあります。

【学校種ごとの不読率】

区分	本市	県	全国
小学生	7.7%	1.5%	7.0%
中学生	7.8%	9.6%	13.1%

●未就学児の保護者について、読み聞かせを行っていない保護者(6%)や図書館を利用していない保護者(24%)も見受けられます。(P19・P20 参照)

●市内にある読書グループの団体・会員は減少傾向にあり、ボランティア団体の支援が必要な状況になっています。

	(平成 26 年度)	(令和3年度)	(令和5年度)
団体数	11 団体	10 団体	9 団体
会員数	216 名	179 名	147 名

●児童・生徒は学校の教室や学校の図書室で読書を行う傾向が高い(76.9%)ことから、学校図書室の利用促進・充実を図る必要があると思われます。(P22 参照)

●図書館を利用する目的は、年齢に応じてかわっていく(読書から学習での利用)ことから、目的に対応した図書館の空間づくりが必要と思われます。(P23参照)

区分(割合:項目毎)	小学生					中学生		
	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	1年生	2年生	3年生
図書館での貸し出し(243件)	14.8	14.0	16.0	15.6	21.8	9.1	5.8	2.9
図書館内での読書(110件)	10.0	12.7	12.7	22.7	26.3	6.4	5.5	3.7
学習スペース(32件)	0.0	3.1	3.1	12.5	18.8	25.0	25.0	12.5
移動図書館(91件)	15.4	13.2	21.9	25.3	18.7	3.3	0.0	2.2
利用していない(205件)	10.7	10.7	9.3	17.6	17.1	15.1	10.7	8.8

●小・中学生の電子書籍の利用は利用しない、ほとんど利用しないが 90%を超えており、デジタル社会への対応を踏まえ、電子書籍などICT等の活用も推進していく必要があります。(P24 参照)

第3章 子どもの読書活動推進のための基本的な考え方

(基本的方針)

第四次計画に基づき実施した成果と課題及び情勢の変化を踏まえ、子ども達の成長段階に合わせた取り組みをすすめ、子ども自らが「本を手にする」「開いて学ぶ」「生活の一部とする」ことで、新しい知識や感動など、知という新たな扉をノックする機会を設けることは、「未来をひらき」「生きる力をつけ」「心を豊かにする」ことにつながると考えます。

また、子どもたちが自ら主体的に読書活動に親しむため、図書館を始めとする施設及び図書資料等の物的な充足とあわせ、読書習慣を身に着ける習慣を支援する環境の整備を推進していくことが大切です。

本市においては、「1日 20 分読書」運動を実施するとともに、「本がひらく わたしの未来」をキャッチフレーズに、未来を創る子どもたちの主体的な読書活動を後押しする計画を更に進めていくこととします。

～基本目標～

未来を創るすべてのいちき串木野市の子どもたちに「読書の楽しさ」、「学ぶ楽しさ」、「生きる楽しさ」を感じてもらえる読書環境の機会をつくり、自主的に自然に本を手にとれる子どもたちを育てる。

～基本方針～

1 不読率の低減

全ての子どもたちが、乳幼児期から発達段階に応じて読書を身近に親しめるように、成長段階に応じた読書環境の整備を進めます。特に、子どもの読書習慣の形成に大きな影響をもつ、乳幼児期における家庭での読書活動に重点をおきます。

2 子どもの視点に立った読書活動の推進

全ての子どもたちが、それぞれ好きな本を選択し、好きな時間に、好きな場所で、主体的に読書活動を行えるよう、常設の提案箱（提案・要望等）とアンケート等、様々な方法で子どもの意見聴取の機会を確保し、多様な子どもの意見を取組に反映させるなど、子どもの視点に立った読書活動の推進を行います。

3 多様な子どもたちの読書機会の確保

全ての子どもたちが、自主的な読書活動を推進できるよう、家庭・地域・学校・図書館等の関係機関の連携を強化します。また、図書館、学校図書室等の読書環境の整備を進め、だれでも、どこでも、さまざまな形で読書を親しめる環境を整えます。

4 デジタル社会に対応した読書環境の整備

全ての子どもたちが、社会のデジタル化や読書バリアフリー法を踏まえ、利用しやすい電子書籍等の充実や日本語能力に応じた支援を必要とする子どもたちの多言語対応等を含む読書環境の整備を進めていきます。

第5次 いちき串木野市子ども読書活動推進計画の達成目標値

対 象	目 標 項 目	現状値	R9年度の 目標値	R11年度の 目標値
未就学児	ブックスタートの活用度	85%	100%	100%
	セカンドブックの活用度	67%	100%	100%
	ブックスタート事業・セカンドブック事業の 認知度	—	100%	100%
	1週間当たりの本の読み聞かせ、日数1 日以上割合	94%	100%	100%
	図書館の未利用率の改善	24%	14%	8%
児童生徒	不読率（1か月に1冊も本を読み終えるこ とができなかった人の割合）の低減	小7.7% 中7.8% 高一	小3.0% 中6.2% 高26.0%	小1.5% 中5.0% 高26.0%
	公共図書館の児童書の貸出冊数	31,082冊	現状維持	現状維持
	学校図書館（室）の児童・生徒の年間貸 出冊数（一人当たり）	73.2冊	現状値より増	R9年度 目標値より増
	学校図書館（室）の図書標準率（充足率 100%）	小122.3% 中101.6%	100%を維持	100%を維持
共 通	移動図書館車の児童書の貸出冊数	7,589冊	現状維持	現状維持
	子どもの読書活動に関わる新たなボラン ティアを要請する研修会等の実施	1回	2回	2回

注）「児童生徒の不読率について」

- ・小学校については、計画最終年度の R11 年度は県平均値（1.5%）を目標値とし、R9年
度は中間目標として（3.0%）目標値の設定を行っています。
- ・中学校については、県・全国より低率のため現状値を基本に 2 割ずつ改善した数値で設定。
- ・高等学校については、県の計画の目標値を設定。

「公共図書館の児童書の貸出冊数」及び「学校図書館（室）の児童書の貸出冊数」、「移動
図書館車の児童貸出冊数」の目標値については、少子化を踏まえ現状維持としています。

- ・学校図書館（室）の図書標準率は、小中学校の図書館に並べる本の目標数を定めたもので、
学級数等によりそれぞれ設定されています。平成 5 年3月文部省（現在の文部科学省）によ
り定められています。

第4章 子ども読書活動推進のための具体的方策

I 子どもの成長段階に合わせた取り組みについて

-1歳

「もうすぐママ・パパ」から、絵本に親しむ

- ・出産を控えた「プレママ・パパ」さんへ、子育てにおける絵本の大切さについて伝える



0歳

「赤ちゃんから絵本を」聞いて学ぶ

- ・ブックスタート事業：赤ちゃんの1歳6か月健診時に絵本のプレゼント
- ・地域の中に、もっと絵本を！：公共図書館の充実、子育て支援サークルへの移動図書館車（夢はこぶくん）の巡回

「おはなし会」の実施

- ・家庭での読み聞かせ：ひよこ絵本や移動図書館車、団体貸出し
- ・読み聞かせグループの活動支援



3歳

「絵本のある暮らし」を生活の一部に

- ・3歳児健診時に絵本の紹介リストで情報発信
- ・保育園・幼稚園等における読み聞かせ
- ・家庭での読み聞かせ：公共図書館や移動図書館、園内文庫などへの団体貸出しの活用、ノーテレビ・ノーゲームデーの実施
- ・保育園・幼稚園等と公共図書館との連携：団体貸出しや移動図書館車の巡回、図書館職員の出張おはなし会



（読み聞かせ講座）



7歳

「本との出会いで、未来の世界を広げよう」

- ・魅力ある学校図書館づくり：学校と公共図書館の連携（図書館職員の出張読み聞かせ、移動図書館車の運行、図書館の職場体験）
- ・読書を通じた家族とのコミュニケーション：家読、ノーテレビ・ノーゲームデーの実施、メディアコントロールの取組み

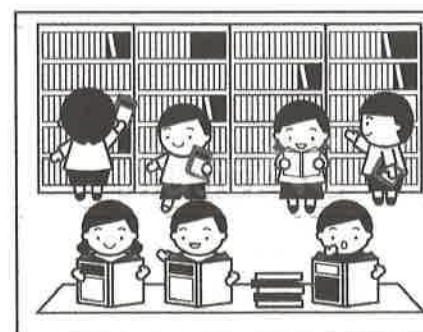


13歳

「新しい知識と出会い」心を豊かに新しい自分に出会う

- ・魅力ある学校図書館づくり：学校と公共図書館の連携（移動図書館車の運行、図書館の職場体験）
- ・YA世代※2に向けた読書に関する情報の発信

※2 YA世代はヤングアダルトの略。概ね12歳から18歳の「大人と子ども」の間を指す図書館用語。



16歳

「素敵な本との出会い」による生きる力を身につけよう

- ・魅力ある学校図書館づくり
- ・学校における読書活動の推進
- ・読書を通じた家族とのコミュニケーション
- ・YA世代に向けた読書に関する情報の発信



18歳

「ずっとかたわらに本のある暮らしを」



Ⅱ 家庭における子どもの読書活動の推進

1 子どもの読書活動の推進における家庭の役割

「施策の方向」

子どもの読書活動は、日常の生活を通して形成されるものです。読書が生活の中に位置付けられ継続して行われるよう、推進法第6条にも規定されているとおり、子どもにとって身近な存在である保護者が、積極的に読書に親しむとともに家族全員で本を読む習慣を持つことが必要です。

また、家庭における読書は、1冊の本をもとに親子で感じたことを語り合い、親子の絆を深めるためにも重要です。そのためには、静かな環境をつくって読み聞かせをしたり、家族で好きな本について語り合ったり、図書館に出向いたりするなど、子どもの読書に対する興味や関心を高め、発達段階に応じて「心に残る1冊の本」と巡り会えるように働き掛けることが望まれます。

～家庭の取組の促進等～

○家庭での実践

- ①「1日 20 分読書」運動への取組を推進します。
- ②我が家の「読書の日」、「読書の時間」等を設定し、家族みんなで読書に取り組みます。
- 「絵本や物語を読んでもらって」を合い言葉に、
- 「心に残る1冊の本」に出会えるように取り組みましょう。



○市における家庭への支援

- ①家庭での読書活動を支援するため
ブックスタート事業など、乳幼児期に読書活動をスタートするきっかけづくりに努めます。
- ②保護者の読書活動への関心を高めるため
家庭教育学級や諸行事、PTA研修会等を通して啓発を図ります。
- ③市町村(公立図書館や公民館を含む。)で、保護者を対象とする読書の重要性の理解を促すため
読書に関する各種講座を実施します。
- ④読み聞かせの大切さを伝えるため
定期的なお話し会を開催し、読み聞かせに親しむ機会を提供するとともに、市のHPや広報紙により、家族が本を通して触れ合う機会の情報提供に努めます。
- ⑤保護者への啓発を図るため
図書館、学校、乳児に関わる事業を行う施設において、本の紹介やチラシの配布等を行います。
- ⑥身近に本を感じてもらえる環境を整えるため
乳幼児だけでなく、小学生から高校生までの発達段階に応じた本の紹介に努めます。
- ⑦家庭での読書活動を広めるため
親子で読んだおススメ本や我が家の1冊の紹介など、家庭での読書活動の推進につなげます。



市立図書館 HP へ

Ⅲ 地域における子どもの読書活動の推進

1 子どもの読書活動の推進主体としての図書館の役割

「施策の方向」

図書館は、図書館法及び「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」(平成 24 年文部科学省告示第 172 号。以下「望ましい基準」という。)等に基づき、基本計画を踏まえ、地域における子どもの読書活動の推進に関連して、主に以下のサービス等の実施に努めることとします。

①乳幼児と保護者に対するサービス

乳幼児向けの図書及び関連する資料・情報の整備・提供、乳幼児おはなし会、読み聞かせの支援、講座・展示会を実施します。

②児童・青少年と保護者に対するサービス

児童・青少年用図書の整備・提供や児童・青少年の読書活動を促進するための読み聞かせ等を実施します。また、その保護者等を対象とした講座・展示会の実施、学校等の教育施設等との連携を図ります。

③障がい児と保護者に対するサービス

視覚障がい者等の方が利用しやすい書籍の充実、手話や字幕入りの映像資料等の整備・提供、手話・筆談等によるコミュニケーションの確保、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスを実施します。

④日本語を母語としない子ども・保護者に対するサービス

外国語による利用案内の作成・頒布や外国語資料や各国事情に関する資料の整備・提供、「やさしい日本語」による利用案内を行います。また、日本の文化の紹介や日本語で読みやすい本のコーナーの設置等に努めます。



(外国語図書コーナー)

⑤来館が困難な子ども・保護者に対するサービス

宅配サービス、移動図書館車の利用しやすい運行に努めます。

⑥ボランティア活動等の促進

読み聞かせ、代読サービス等の多様なボランティア活動等の機会や場所を提供します。

⑦多様な学習機会の提供

子どもの自主的・自発的な学習活動を支援するために、講座、相談会、資料展示会等を主催します。また、学校、他の社会教育施設、民間の関係団体等と共催して多様な学習機会を提供します。学習活動のための施設・設備の供用、資料の提供等を通じた活動環境の整備を進めます。また、読書に興味のない子どもを含めて、幅広く、読書のきっかけをつくるための取組の充実に努めます。

⑧多様な子どもたちの読書機会の確保

読書バリアフリー法、読書バリアフリー基本計画、「望ましい基準」を踏まえ、障がい者団体など関係者からの意見も聴きつつ、障がい者サービスの一層の充実を図ります。

⑨デジタル社会等に対応した読書環境の整備

図書館利用者がインターネットによって蔵書を検索できる利用しやすいシステムの構築を検討し、子どもがより主体的に読みたい本を選択できるようなデジタル社会に対応した読書環境の整備やサービスの導入を進めます。

⑩子どもの視点に立った読書活動の推進

現代の子どもたちは、複雑化する社会の中で、多様な背景を持っています。図書館においては、学校等の教育現場とも連携して、多様な子どもの意見を聞く機会として、アンケート等により、子どもの視点に立ったサービスの改善や図書の収集に努めます。

また、中学生、高校生等の要望を把握し、資料の充実を図るとともに、YA(ヤングアダルト)コーナー等を設置したり、イベント等の実施においても企画段階から参加を募ったりする取組を進め、高校生等の不読率の低減にもつなげます。

2 民間団体の養成及び資質向上のための研修の実施

「施策の方向」

民間団体の活動は、子どもたちと触れ合う機会が多いため常に新鮮な情報を取り入れ、技能を高めていくことが必要なことから、既存の民間団体の資質向上を図るとともに、新たなボランティアを養成し、地域の読書活動の活性化を図ることとします。そのために、子どもの読書活動に関わる新たなボランティアを養成する研修会の実施について検討を進めることとします。

①民間団体への支援

活動の場や機会を提供するとともに、民間団体が行う情報交流や合同研修会等に協力します。また、「子どもゆめ基金」※3等の事業を紹介し活動財源の確保の支援とします。

※3「子どもゆめ基金」とは、子どもの読書活動の振興を図る取り組みの視野を広げ、子どもの健全育成を図ることなどを目的とした活動を支援する基金。

3 学校・家庭・地域等における子どもの読書活動の推進

「施策の方向」

読書活動は、家庭や地域では個別に取り組まれるものですが、学校等は子どもたちに一斉に指導ができるという特性を生かし、これまで以上に積極的に読書活動をリードしていく姿勢を期待していきます。

(1)～幼稚園・保育所・認定こども園等～

①乳幼児期における子どもの読書活動の推進

計画的な取組を推進として、幼稚園・保育所・認定こども園等では、周りの大人から言葉をかけてもらったり、乳幼児なりの言葉を聞いてもらったりしながら言葉を獲得するとともに、乳幼児が絵本や物語を読んでもらうことなどを通して、絵本や物語に親しむことができるような活動を、今後とも積極的に行うことを期待します。

②多様な読書活動への取組

異年齢交流において、小・中学生が幼稚園・保育所・認定こども園等の乳幼児に読み聞かせを行うなど、子どもが絵本や物語に触れる機会が多様になるよう工夫することとします。

③保護者への啓発

読み聞かせなど1日 20 分程度、家族と一緒に本に親しむ時間をつくることの大切さや読み聞かせ等の意義について、保護者への啓発を行うこととします。また、未就園児を対象とした子育て支援活動の中でも、読み聞かせなどの読書活動を推進することとします。

④家庭・地域との連携による読書活動の推進

乳幼児期に読書の楽しさを知るためには、家庭の協力が欠かせないことから、保護者に読み聞かせの様子を参観する機会を提供したり、発達段階に応じた絵本を手渡したりする「ブックスタート」による家庭と連携した読書活動の推進を図ります。また、教職員や保育士だけでなく親子読書グループ等とも連携を図り、読み聞かせの機会を増やします。

⑤子どもの読書活動の推進のための幼稚園・保育所等の機能強化

読書環境の整備に努めるため、幼稚園・保育所・認定こども園等においても、乳幼児が絵本や物語に親しむ機会を確保する観点から、安心して図書に触れることができるようなスペースの確保などの環境整備を図るよう促していきます。

また、保護者、ボランティア等と連携・協力するなどして図書の整備を図るとともに、全ての子どもがより多くの本にアクセスできる環境の整備に努めるよう促していきます。

(2)～小学校・中学校・義務教育学校～

①児童生徒の読書習慣の確立・読書指導の充実

子どもが読書に親しみ、習慣化していくために、それぞれの学校の実態や子どもの成長に応じた取組を推進します。

②「1日 20 分読書」運動

図書館資料の充実は欠かせないことから、文部科学省の「学校図書館図書整備等5か年計画」を踏まえ、学校図書館図書標準の計画的な達成を目指します。

③全校一斉読書(朝読書を含む)

全校一斉読書の時間を設定し、教職員と児童生徒と一緒に読書をする時間を設定し、その充実を図ります。

④子どもが生涯にわたる読書習慣

読書習慣を身に付け、読書の幅を広げられるよう様々な図書に触れる機会を確保します。そのために学校では、学校司書や読書指導担当教員等を中心に、「読み聞かせ」や「お話(ストーリーテリング)」、「ブックトーク」や「アニメーション」等の読書への関心を高める活動、「読書会」、「ペア読書」、「書評合戦(ビブリオバトル)」等の協働的な活動、推薦図書コーナーの設置、図書館通信の発行等、児童生徒の実態に応じてICTを効果的に活用しながら多様な読書活動や個々に応じた本の紹介を行い、様々なジャンルへの読書の広がりを図ることを後押しします。

⑤小中学校の図書室の充実

全ての児童生徒に対して、調べ学習等に用いる図鑑や事典、新聞等の資料だけでなく、デジタル社会に対応した読書機会の提供や図書館と連携したシステム構築の予算措置について検討します。

⑥児童生徒の主体性の構築

児童生徒の意見聴取の機会の確保を図るとともに、児童生徒が委員会活動等で主体的に学校図書館の運営に関わったりするなど、自発的な読書活動や学校図書館の活用を支援します。

⑦小中連携の取組

読書体験や読書活動の様子について、情報交換や読書活動を通した児童生徒の交流を推進します。

(3)～家庭・地域との連携による読書活動の推進～

①読書活動の推進

家庭や地域に広めていくために、家庭への啓発や地域との連携を図り、学校・家庭・地域が一体となった読書活動を推進します。

②親子読書

親子読書にふさわしい本や家庭でできる読書方法の紹介・普及に努めることとします。

ア 読書の意義や家庭における読書環境の在り方等について、家庭への啓発に努めます。

イ 親子読書や朝読み夕読みの取組を支援します。

ウ 親子読書会や読書グループ、公立図書館司書等を活用した多様な読書活動を推進します。

エ 関係機関との連携により、就学前の読書体験や読書習慣についての状況を把握し、小学校段階での計画的な読書活動につなげます。

(4)～高等学校～

①生徒の読書習慣の確立・読書指導の充実

生徒が自分自身を見つめる時間として、1日 20 分程度の読書に親しみ、読書活動が習慣化していくために、それぞれの学校に応じた次の取組を推奨することとします。

ア 不読率を低減させるため、全校一斉読書等への積極的な取組。

イ 学校図書館の利用を年間指導計画に位置付けて、意図的・計画的な読書活動の推進。また、各教科や総合的な探究の時間等の年間指導計画を図書館に配備し、指導内容と関連する図書館資料の提供。

ウ ブックトーク、書評合戦(ビブリオバトル)、推薦図書の選定、推薦図書コーナーの設置等、生徒の実態に応じた多様な読書活動や本の紹介。

エ 委員会活動等、生徒の主体的な取組。

オ 創造的かつ多様な読書活動を工夫し、生徒が読書のよさを体感できる活動に取り組みます。具体的には、始業前や部活動前の 10 分間読書、小学生や中学生への読み聞かせ、中学生への入学説明会での必読書紹介等の取組。

カ 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的充実を実現するため、GIGAスクール構想が着実に進展していることを踏まえた多様な生徒たちの読書機会の確保、非常時における図書等への継続的なアクセスを可能とするための生徒たちの健康や発達段階等に配慮した電子書籍等の利用、学校図書館や図書館のDXの推進。

キ 図書館を利用しない生徒の関心を図書館に向かせるため、教師や学校司書からの情報だけでなく、生徒同士の情報交換が効果的であることから、委員会活動等の主体的かつ創意ある活動の推進。

4 障害のある子どもの読書活動の推進

「施策の方向」

視覚障がい者等の子どもが豊かな読書活動が行えるよう、次のような読書活動への支援を推進します。

- ①視覚障がい者等の方が利用しやすい書籍を充実させる等、視覚障がい者等による図書館の利用に係る体制を整備します。
- ②利用者のニーズ等に応じ、段差の解消や施設の整備、アクセシブルな書籍等の紹介コーナーの設置、拡大読書機器等の読書支援機器の整備、やさしい日本語やピクトグラム、点字等による表示等、円滑な利用のための支援の充実に努めます。
- ③鹿児島県視聴覚障害者情報センターと学校図書館との連携し資料の活用促進を図ります。
- ④子どもたちの実態に合わせた読み聞かせなどの読書活動の促進に努めます。

第5章 推進体制の整備

1 子どもの読書活動の推進体制の整備

本計画の推進に当たっては、「1日 20 分間読書運動」を核として、家庭・地域・学校と連携し、地域ぐるみでの子どもの読書環境の整備・充実に努めます。

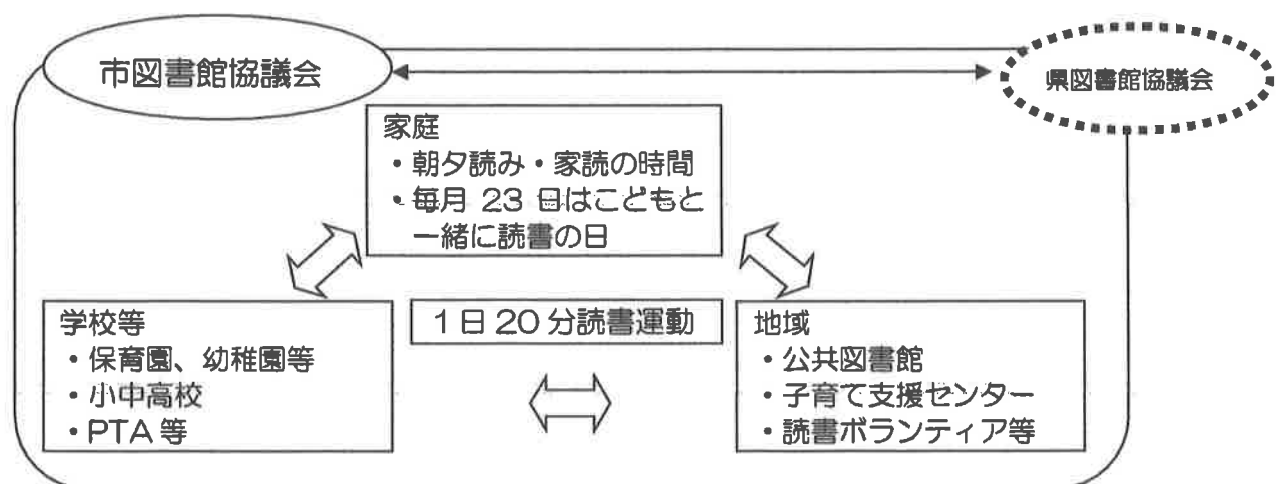
また、本計画に基づき、具体的な方策について検討し、関係機関・団体との情報共有を図るため、図書館協議会を中心に総合的な推進を図ります。

2 各種団体等との連携・協力の促進

子どもの読書活動の推進に当たっては、鹿児島県学校図書館協議会を始めとする関係機関・団体等と連携・協力することが必要であるとともに、それぞれの団体の活動内容を充実させ、全体として子どもの読書活動をより一層推進していく必要があります。

そのため、学校、地域の子どもの読書活動を推進するグループ等と連携し、読み聞かせの実施を希望する学校、保育園、幼稚園、子育て支援センター等に対する支援を通して、子ども読書活動の推進に努めます。

（イメージ図）



子どもさん達の読書環境に関する調査結果について(保護者)

調査について

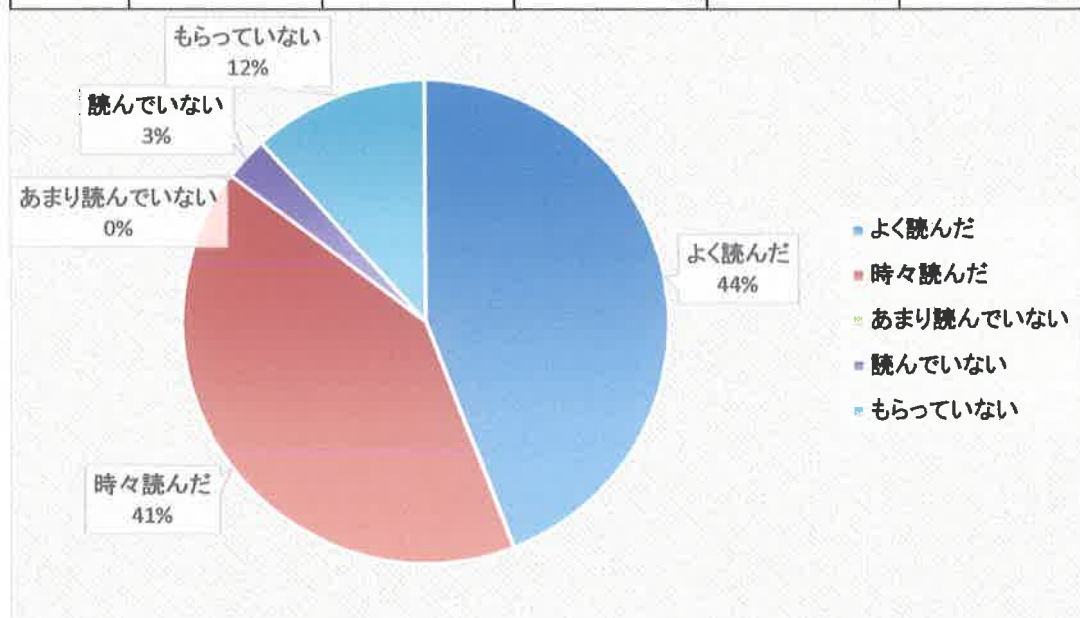
- 趣 旨 :「第5次 いちき串木野市子どもの読書活動推進計画」に反映するため、調査を無記名方式で二次元コードによる回答方式で実施した。
- 対 象 :保育園・幼稚園等の年長児の保護者 154 名
- 回答者 :34 名 回答率 22.1%
- 調査期間:令和 6 年 6 月 7 日(金)～28 日(金)

～質問項目～

問1 ブックスタート(6か月児健診時)でもらった絵本を家庭での読み聞かせに、活用しましたか

☐よく読んだ ☐時々読んだ ☐あまり読んでいない ☐読んでいない ☐もらっていない

全体34人					
区分	よく読んだ	時々読んだ	あまり読んでいない	読んでいない	もらっていない
件数	15	14	0	1	4
%	44%	41%	0%	3%	12%



よく読んだ、時々読んだの合計は 85%と、ブックスタート事業は活用されていると思われます。

※問1で「読んでいない」を選んだ方にお尋ねします。読み聞かせに活用しなかった理由を教えてください

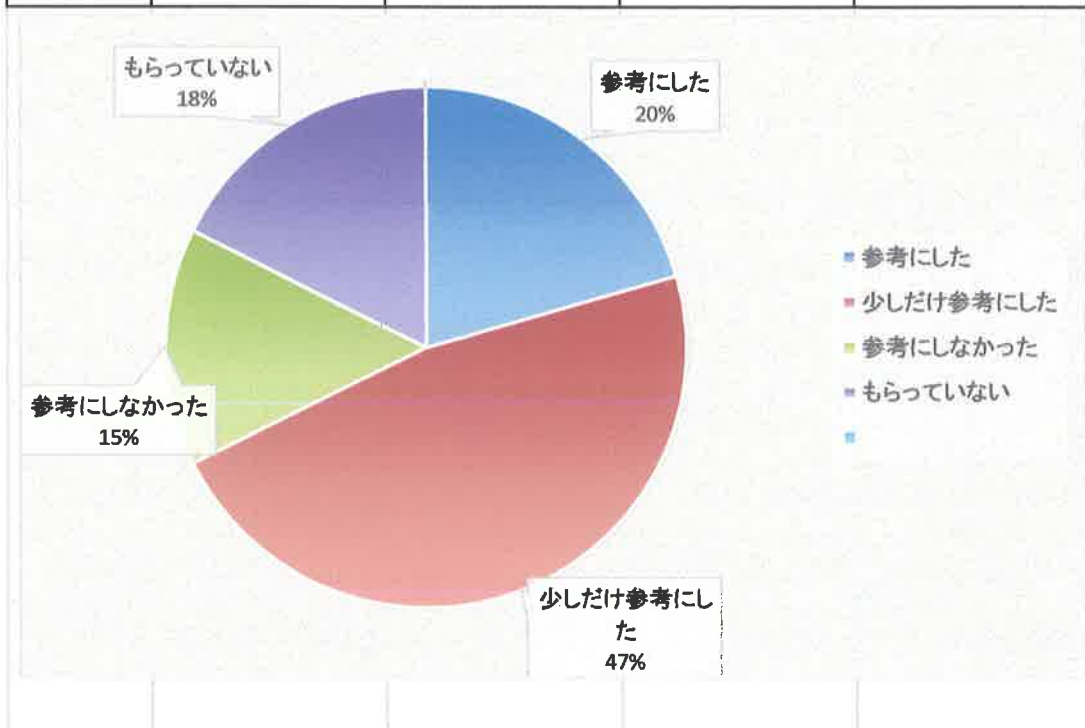
- ☐別の本を読み聞かせたから ☐読む時間がない ☐読み聞かせは必要ないから
☐年齢にあった本ではなかったから

☐読む時間がなかったが1件

問2 3歳児の健診時に配布している絵本の推奨リストを参考に本の購入や図書館で借りる本の参考にしましたか

☐ 参考にした ☐ 少しだけ参考にした ☐ 参考にしなかった ☐ もらっていない

全体34人				
区分	参考にした	少しだけ参考にした	参考にしなかった	もらっていない
件数	7	16	5	6
%	20%	47%	15%	18%



「参考にした」、「少しだけ参考」にした の合計は 67%と、絵本の推奨リストは活用されていると思われます。

問2で「参考にしなかった」を選んだ方にお尋ねします。理由を教えてください

☐ 別の本を読み聞かせたから ☐ 読む時間がない ☐ 読み聞かせは必要ないから

☐ 別の本を読み聞かせたから 2件 ☐ 読む時間がない 3件

「読む時間がない 3件」の方のうち、

問4の設問 家庭で1週間に何日くらい読み聞かせや一緒に本を読んだりしますかで、「0日」の方が1件、

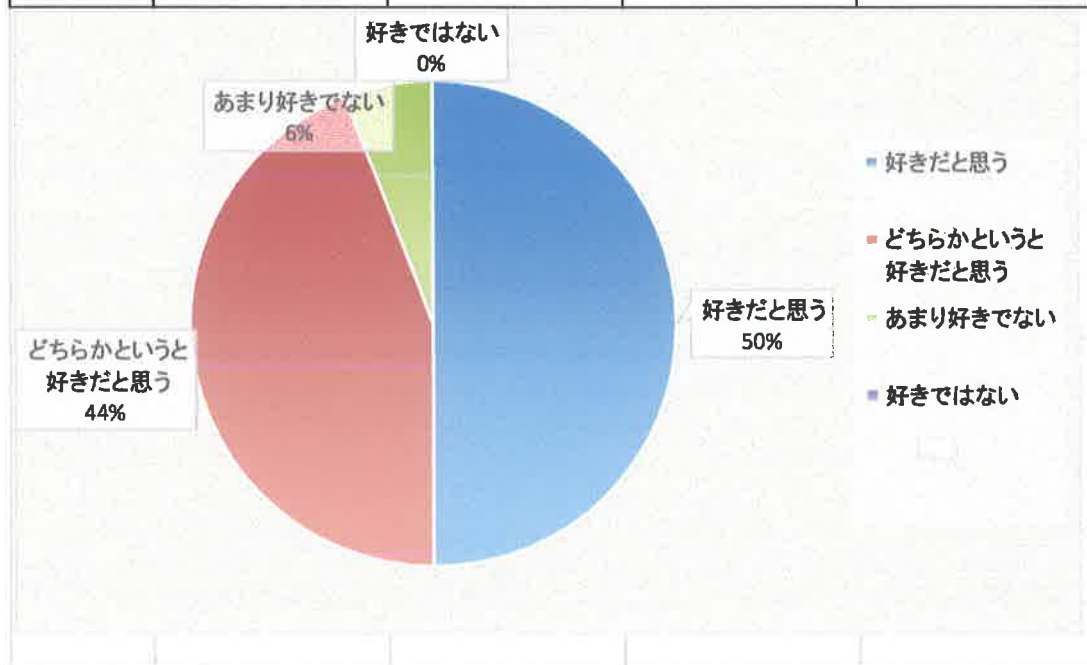
問5の設問 「図書館サービスは何を利用していますか」で「利用していない」が2件となっています。

問3 あなたのお子さんは本を読むことが好きだと思いますか

☐好きだと思う ☐どちらかという好きだと思う ☐あまり好きでない ☐好きでない

全体34人				
区分	好きだと思う	どちらかという好きだと思う	あまり好きでない	好きではない
件数	17	15	2	0
%	50%	44%	6%	0%

問4
1日～2日 1名
5日～6日 1名



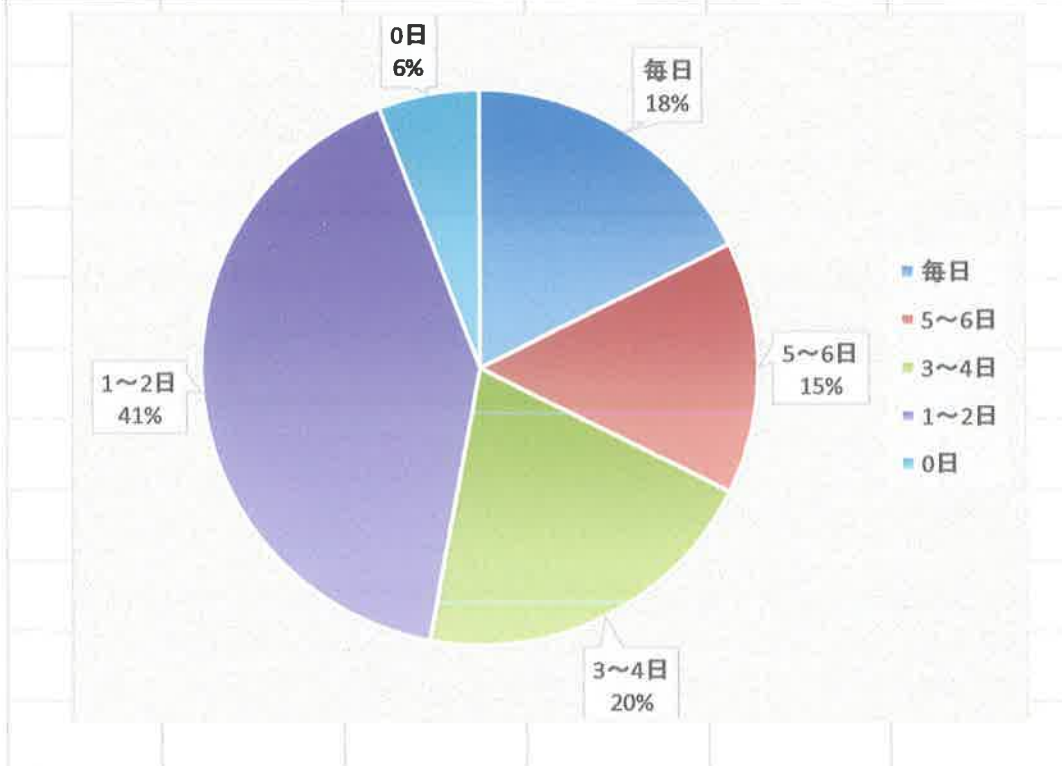
「好きだと思う」、「どちらかという好きだと思う」の合計は 94%、「好きではない」は0%と未就学児は、本を読むことが好きな子が多い傾向が見受けられます。

問4 家庭で1週間に何日くらい読み聞かせをしたり一緒に本を読んだりしますか

□毎日 □5～6日 □3～4日 □1～2日 □0日

全体34人					
区分	毎日	5～6日	3～4日	1～2日	0日
件数	6	5	7	14	2
%	18%	15%	20%	41%	6%

問3
・どちらかという
と好き1名
・好き1名



94%の方が、1週間のうちに一日は本にふれ合う機会を設けています。「0日」の2件は、問5の設問「図書館サービスの利用について」も、「利用をしていない」の回答となっています。

問5 市の図書館サービスは何を利用していますか(該当するもの全て)

☐館での貸出 ☐絵本の読み聞かせ ☐移動図書館 ☐利用していない
(全体 34 人)

館での貸出	23件 68%
絵本の読み聞かせ	8件 24%
移動図書館車	5件 15%
利用していない	8件 24%

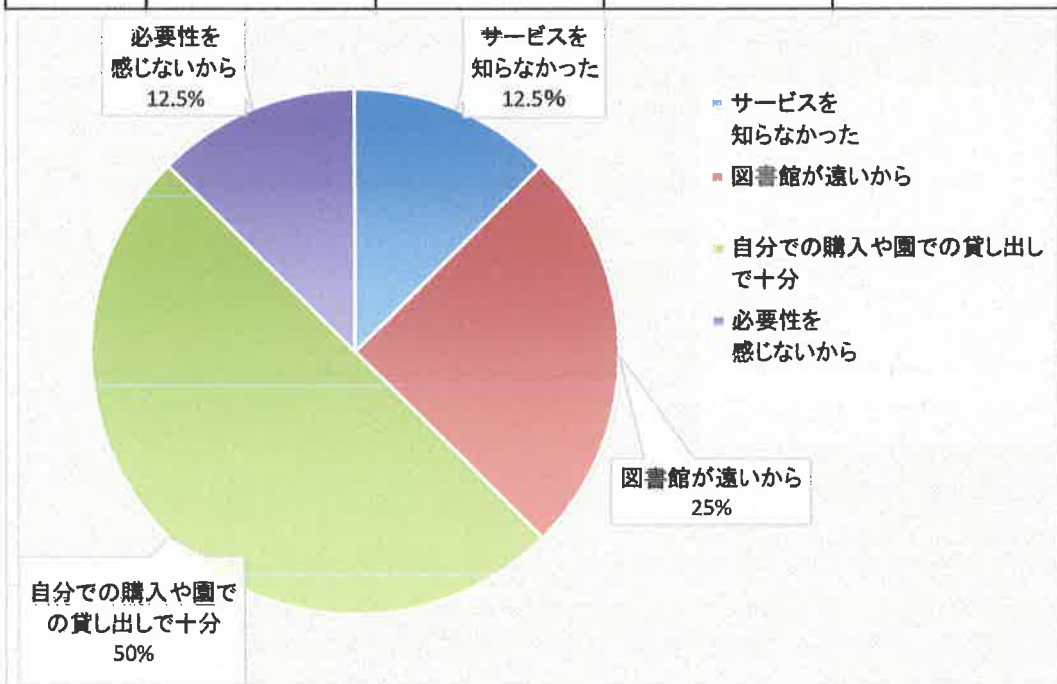
全体のうち 68%の方が、図書館での貸出しを利用されています。
絵本の読み聞かせも約 24%の割合となっています。
未就学児の保護者の利用がなされている反面、利用していないも約24%の割合
となっています。

問5で「利用していない」を選んだ方にお尋ねします。理由を教えてください

☐図書館サービスを知らなかった ☐図書館が遠いから
☐自分での購入や園等の貸出で十分だから ☐必要性を感じないから

全体8人(問5 利用していない)

区分	サービスを 知らなかった	図書館が遠いから	自分での購入や園 での貸し出しで十分	必要性を 感じないから
件数	1	2	4	1
%	12.5%	25.0%	50.0%	12.5%



図書館を利用していない方は、自分で本の購入や園での貸出で読書をしています。
また、必要性を感じていない方も 12.5%(1件)います。

読書に関する調査結果について(児童・生徒)

調査について

●趣 旨 : いちき串木野市の子ども達の読書に関する意識や実態を調査し、「第5次 いちき串木野市子どもの読書活動推進計画」に反映するため、調査を無記名方式で二次元コードによる回答方式で実施した。

●対 象 : 市内の公立小学2年生から6年生及び中学校全学年 1,615名

●回答者 : 530名 回答率 32.8%

区分	小学生					中学生		
	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	1年生	2年生	3年生
全児童・生徒数:人(A)	173	177	177	190	219	227	230	222
回答者数:人(B)	67	65	70	101	100	60	38	29
回答率:%(B/A)	38.7	36.7	39.5	53.2	45.7	26.4	16.5	13.1

●調査期間:令和6年6月7日(金)~28日(金)

～質問項目～

問1 通学している学校を教えてください(回答者数/生徒数)

☐串木野小学校 ☐照島小 ☐羽島小 ☐旭小 ☐生福小 ☐荒川小 ☐市来小 ☐川上小
☐串木野中 ☐串木野西中 ☐羽島中 ☐生冠中 ☐市来中

問2 学年を教えてください

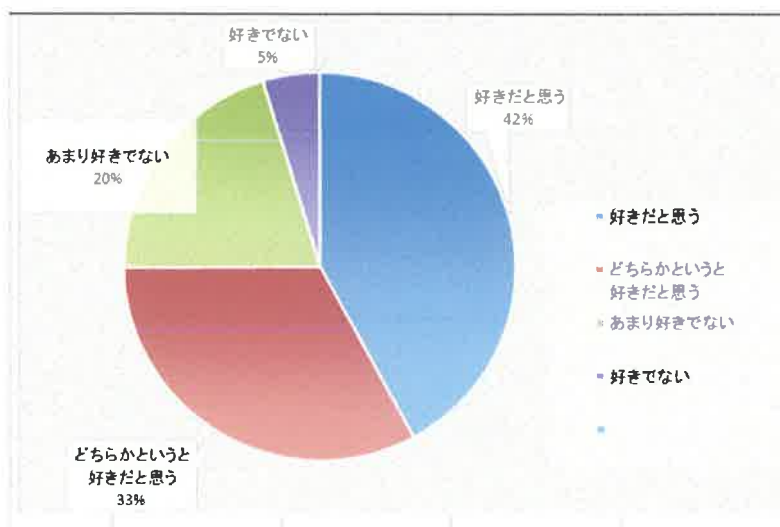
☐1年生 ☐2年生 ☐3年生 ☐4年生 ☐5年生 ☐6年生

問3 本を読むことが好きですか

☐好きだと思う ☐どちらかというが好きだと思う ☐あまり好きでない ☐好きでない

区分(割合)	小学生					中学生		
	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	1年生	2年生	3年生
好きだと思う	50.7	52.3	45.7	34.7	42.0	33.3	31.6	51.8
どちらかといえば好き	26.9	21.5	35.7	37.6	33.0	36.7	44.7	24.1
あまり好きでない	22.4	20.0	14.3	23.8	17.0	26.7	15.8	24.1
好きではない	0.0	6.2	4.3	4.0	8.0	3.3	7.9	0.0

全体



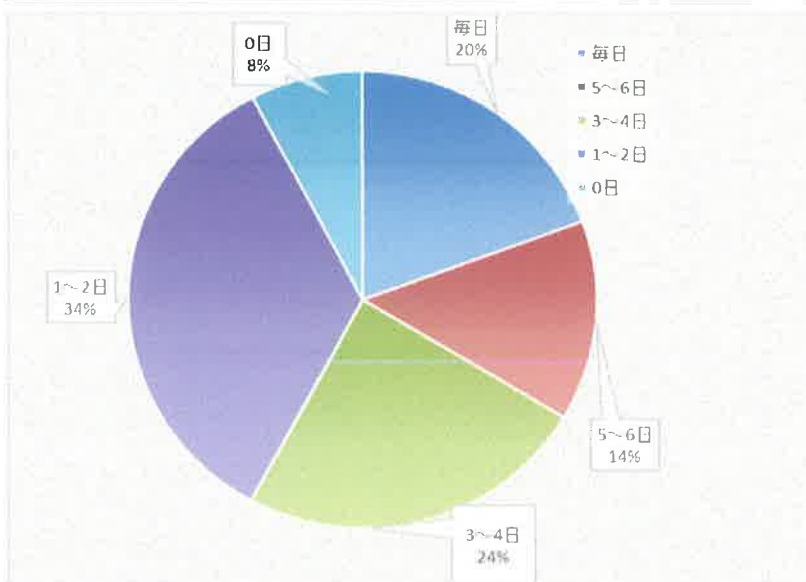
・好きだと思うが 42%、どちらかといえば好きだと思うが 33%の合計で 75%の子どもたちは読書が好き傾向が見受けられます。
 ・学年では、小学2年、3年、中学3年生が好きだと思うが 50%を超える結果となっています。

問4 本を読むのは1週間にどれくらいですか

☐毎日 ☐5～6日 ☐3～4日 ☐1～2日 ☐0日→問5へ

区分(割合)	小学生					中学生		
	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	1年生	2年生	3年生
毎日	20.9	21.6	25.7	18.8	15.0	16.7	29.0	6.9
5～6日	13.4	9.2	7.1	6.9	19.0	21.7	18.4	31.0
3～4日	25.4	32.3	28.6	17.8	21.0	20.0	29.0	31.0
1～2日	35.8	24.6	34.3	51.5	33.0	33.3	18.4	20.7
0日	4.5	12.3	4.3	5.0	12.0	8.3	5.2	10.4

全体530件					
区分	毎日	5～6日	3～4日	1～2日	0日
件数	103	75	129	182	41
%	19.4	14.2	24.3	34.3	7.7



・1週間に一日は本にふれ合う機会がある子どもたちは92.3%と高い傾向にあります。

・毎日、本を読む子どもたちも小学4年生、中学2年生は25%を超えており4人に一人となっています。

・不読率は、全体で7.7%となっています。(小学生7.7%、中学生7.8%)

あなたはどこで本を読みますか(該当するもの全て)

☐自分の家や友達の家 ☐学校の教室や学校の図書室 ☐市立図書館
☐児童クラブや放課後子ども教室 ☐その他

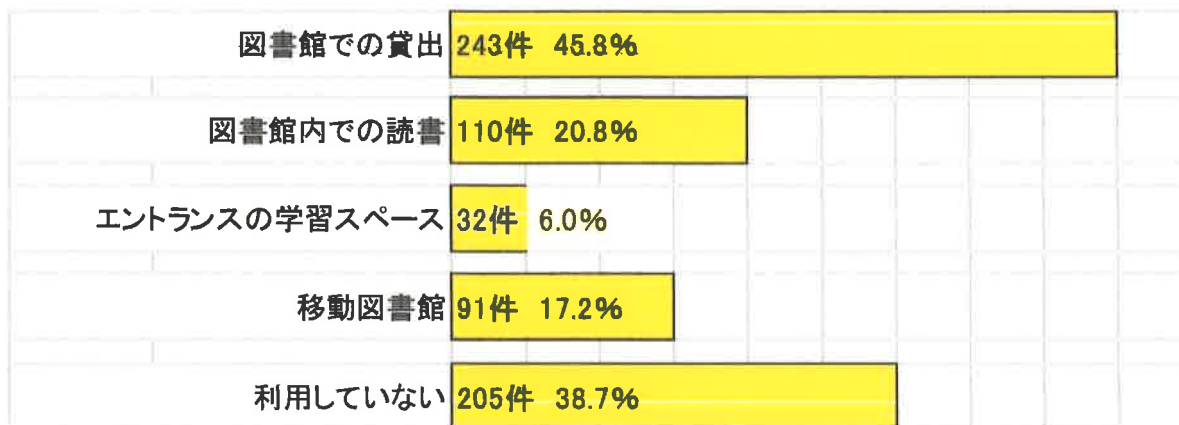
自分の家や友達の家	316件 64.6%
学校の教室や学校の図書室	376件 76.9%
市立図書館	110件 22.5%
児童クラブや放課後子ども教室	18件 3.7%
その他	9件 1.8%

※本を読まない41件を除き489件中での割合

・子どもたちは、学校の教室や図書室で本を読む機会が一番多く、次に、自分の家や友達の家、市立図書館は14%と、読書の場所としてではなく、本を借りる場所(問5)として利用されています。

問 5 市の図書館サービスは何を利用していますか(該当するもの全て)

- ☐ 図書館での貸出 ☐ 図書館内での読書 ☐ エントランスの学習スペース ☐ 移動図書館
☐ 利用していない
(全体 530 件)



- ・図書館の利用目的は半数近くの児童・生徒が本の貸出を利用しています。
- ・館内での読書としての利用も 20%あり、また、学習スペースとしての利用も 6%あります。
- ・利用していないも 40%近くあります。

各学年について(各項目での割合)

区分(割合:項目毎)	小学生					中学生		
	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	1年生	2年生	3年生
図書館での貸し出し(243件)	14.8	14.0	16.0	15.6	21.8	9.1	5.8	2.9
図書館内での読書(110件)	10.0	12.7	12.7	22.7	26.3	6.4	5.5	3.7
学習スペース(32)	0.0	3.1	3.1	12.5	18.8	25.0	25.0	12.5
移動図書館(91件)	15.4	13.2	21.9	25.3	18.7	3.3	0.0	2.2
利用していない(205件)	10.7	10.7	9.3	17.6	17.1	15.1	10.7	8.8

- ・図書館での貸出、図書館内での読書については、中学生になると 10%を切っています。
 - ・学習スペースとしての利用は、小学生は高学年になるほど上昇傾向にあります。中学生の1・2年生についても 25%と4人に一人は学習スペースでの利用がなされています。
- 移動図書館車は中学校では羽島中のみと運行のため利用が少ない状況となっています。運行を行っている小学校(荒川小、川上小、旭小、生福小)は、100%の利用となっています。
- ・利用をしていない児童・生徒は各学年 10%前後となっています。

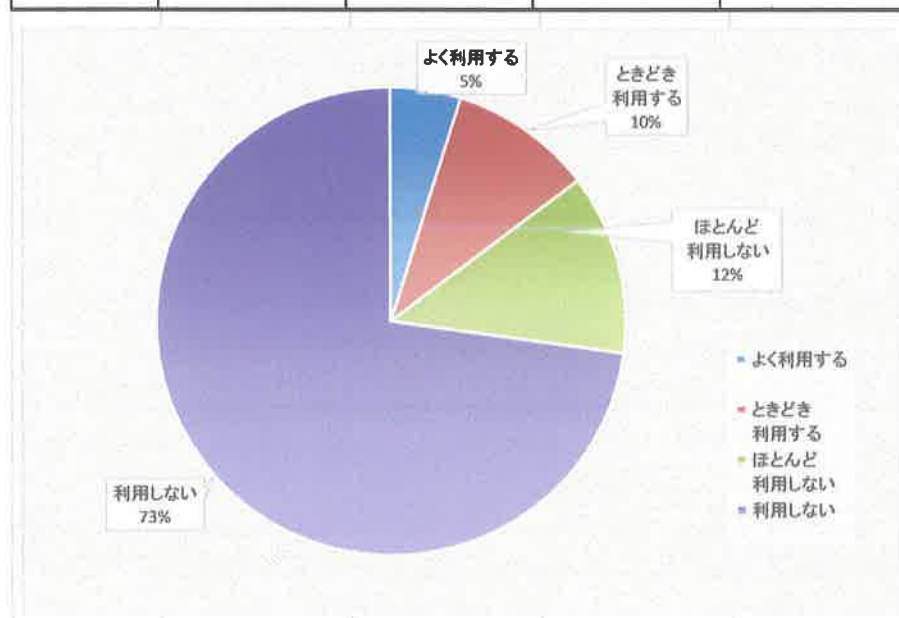
問 6 電子書籍は利用していますか

□よく利用する □ときどき利用する □ほとんど利用しない □利用しない

区分(割合)	小学生					中学生		
	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	1年生	2年生	3年生
よく利用する	3.0	3.1	2.9	2.0	6.0	5.0	10.5	17.2
ときどき利用する	6.0	16.9	7.1	6.9	13.0	10.0	13.2	3.5
ほとんど利用しない	7.5	16.9	5.7	13.9	21.0	6.7	7.9	13.8
利用しない	83.5	63.1	84.3	77.2	60.0	78.3	68.4	65.5

全体530件

区分	よく利用する	ときどき利用する	ほとんど利用しない	利用しない
件数	26	52	66	386
%	4.9	9.8	12.5	72.8



・利用しないが72.8%と最も多く、次いでほとんど利用しないが12.5%と合わせて85.3%の児童・生徒は電子書籍の利用は少ない状況となっています。

・学年別では、中学2・3年生の利用が10%を超えています。また、ときどき利用するまで合わせると20%を超えているのは小学3年生、中学2・3年生となっています。

子どもの読書活動の推進に関する法律

※ 平成13年12月12日法律第154号

(目的)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 子ども(おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、4月23日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。